

旅館、ホテル等の火災事故防止に関する警察措置について

(昭和56年4月4日甲通達防第22号)

旅館、ホテル等における防火安全のため、関係行政機関が連携して各種の措置を行っているが、そのうち警察が執るべき措置について定めたものであり、主な規定項目は次のとおりである。

関係法令違反の取締り

風俗営業と旅館業との施設兼用の場合における許可の取扱い

一般警察活動の強化